

改 正 案	現 行
目次	目次
<p>第三章 各種情報の取扱い（第一二十三条—第二十九条）</p> <p>第四章 雜則（第三十条）</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第二条 このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p><u>（プライバシーポリシー）</u></p> <p>第十四条 電気通信事業者は、プライバシーポリシー（当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上で考え方や方針をいう。）を公表し、これを遵守するものとする。</p> <p>（個人情報に関する事項の公表等）</p> <p>第十六条 電気通信事業者は、個人情報に關し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 当該電気通信事業者が認定個人情報保護団体（個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先</p>	<p>第三章 各種情報の取扱い（第一二十三条—第二十九条）</p> <p>第四章 雜則（第三十条）</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第二条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。</p> <p>六 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。</p> <p><u>（プライバシーポリシー）</u></p> <p>第十四条 電気通信事業者は、プライバシーポリシー（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を公表し、これを遵守するものとする。</p> <p>（個人情報に関する事項の公表等）</p> <p>第十六条 電気通信事業者は、個人情報に關し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 当該電気通信事業者が認定個人情報保護団体（個人情報の保護に関する法律第四十条の認定個人情報保護団体をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先</p>

## (不払い者等情報)

第二十七条 電気通信事業者は、電気通信サービスに係る料金不払い又は携帯音声通信役務の不正な利用を防ぐため特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、他の電気通信事業者との間において、不払い者等情報（支払期日が経過したにもかかわらず電気通信サービスに係る料金を支払わない者又は携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第八条に基づく契約者確認の求めに応じない者の氏名、住所、不払い額又は電話番号その他の当該者に関する情報をいう。以下同じ。）を交換することができる。ただし、当該不払い者等情報を交換の対象とすることが本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 電気通信事業者は、不払い者等情報を他の電気通信事業者との間で交換する場合は、その旨並びに交換される不払い者等情報の項目、交換する電気通信事業者の範囲及び交換される不払い者等情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

3 電気通信事業者は、前項の交換される不払い者等情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

4 不払い者等情報の交換をした電気通信事業者は、当該不払い者等情報を加入時の審査以外の目的のために使用しないものとする。

5 不払い者等情報を提供し、又は提供を受けた電気通信事業者は、当該不払い者等情報の適正な管理に特に万全を期すものとする。

## 第四章 雜則

### (ガイドラインの見直し)

第二十条 このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

## (不払い者情報)

第二十七条 電気通信事業者は、電気通信サービスに係る料金不払いの発生を防ぐため特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、他の電気通信事業者との間において、不払い者情報（支払期日が経過したにもかかわらず電気通信サービスに係る料金を支払わない者の氏名、住所、不払い額その他の不払い者に関する情報をいう。以下同じ。）を交換することができる。ただし、当該不払い者情報を交換の対象とすることが本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 電気通信事業者は、不払い者情報を他の電気通信事業者との間で交換する場合は、その旨並びに交換される不払い者情報の項目、交換する電気通信事業者の範囲及び交換される不払い者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

3 電気通信事業者は、前項の交換される不払い者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

4 不払い者情報の交換をした電気通信事業者は、当該不払い者情報を加入時の審査以外の目的のために使用しないものとする。

5 不払い者情報を提供し、又は提供を受けた電気通信事業者は、当該不払い者情報の適正な管理に特に万全を期すものとする。